建設工事の入札に係る積算疑義申立て制度の手続きフロー

開 札→保留通知書発行

注)開札後、疑義の回答及び事後審査が完了するまで落札決定は保留する。



●疑義申立て期間

(保留通知書発行後から開札日の翌日の午後3時まで)



市設計図書等に疑義が無い場合



市設計図書等に疑義が有る場合



●金額入り設計書の閲覧(対象:当該入札で入札書を提出した者)

金額入り設計書閲覧請求書(第1号様式)を提出 ※保留通知書発行後から開札日の翌日午後3時まで

- ・保留通知書を添付
- ・直接的な雇用関係にあることを確認できるもの(保険証等)を提示





市設計図書等の積算に疑義の疑いが残る場合

市設計図書等の積算に疑義が無かった場合



●疑義申立て (対象:金額入り設計書の閲覧を行った者)

疑義申立書 (第2号様式) を提出 ※保留通知書発行後から開札日の翌日午後3時まで

・直接的な雇用関係にあることを確認できるもの(保険証等)を提示

積算疑義として取り扱わないもの

- ・疑義申立ての対象となる建設工事が特定できないもの
- ・積算疑義が具体的でないもの、その他積算疑義が特定できないもの
- ・入札前の公表された設計図書等により確認できるもの
- ・入札公告における質問受付期間中に質問を行い、確認すべきもの
- ・その他当該入札に関係がないもの

かながわ電子入札システムより申立てがあった旨の「疑義申立内容確認開始通知書」を発行



●疑義申立ての回答及び疑義申立ての結果の取扱い決定



入札中止

金額入り設計書に誤りがあり、次に該当する場合

- ・落札候補者に変更が生じる場合
- ・落札候補者に変更は生じないが、
- 税込差額が設計金額の1%超の場合 ・落札候補者に変更が生じないが、落札候補者が
- 契約を望まない場合(辞退届(第3号様式)を提出)
- ・入札の公平性が損なわれると判断される場合

入札続行

- ○金額入り設計書に誤りがない場合
- ○金額入り設計書に誤りがあるが、 落札候補者に変更は生じず、

税込差額が設計金額の1%以内の場合



- ・市ホームページで公表 (疑義申立ての対応結果等)
- 不調通知



- ・市ホームページで公表 (疑義申立ての対応結果等)
- 落札決定



落札金額で契約



変更契約

落札決定